

粉じんに係る要保全施設の設置等の届出について

1 対象施設 表 2-1 のとおり

※ 規制基準については、表 2-2 をご覧ください。

2 提出期限 要保全施設の設置又は構造等変更の工事に着手する
60日前まで

3 提出書類

- (1) 粉じんに係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第 2 号）
- (2) 要保全施設の種別に応じて、別紙 1～別紙 3 のいずれか 1 つ
- (3) 上記 2 の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
- (4) 添付書類
 - ア 工場又は事業場の付近の見取図
 - イ 要保全施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
 - ウ 操業工程の概要図

※ (1)と(2)の様式は、市ホームページにも掲載しています。

4 提出部数 2 部（押印は不要です。）

5 届出先 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。

※ 令和 3 年度から受理書の交付はありません。

*** お問い合わせは ***

薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

〒 895-8650 薩摩川内市神田町 3 番 22 号

TEL 0996-23-5111（内線）2741

FAX 0996-20-5570

E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp

表 2-1 粉じんに係る要保全施設

番号	施設名	規模
1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。) 又は土石の堆積場	面積が300平方メートル以上 500平方メートル未満のもの
2	ベルトコンベア (湿式のもの及び密閉式のもの を除く。)	鉱物又は土石の 運搬の用に供す るもの
		セメント運搬の 用に供するもの
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が150平方メートル以上 300平方メートル未満のもの
4	木材チップ又は木粉の堆積の用に 供する吐出施設	送風機の原因機の定格出力が 3.75キロワット以上のもの
5	製材の用に供する帯のこ盤又は丸 のこ盤	原因機の定格出力が7.5キロワッ ト以上のもの

備考 実験の用に供するもの及び移動式のものを除く。

表 2-2 粉じんに係る規制基準

番号	区 分	構造、使用及び管理に関する基準
1	表 2-1 の 番号 1 の項に 掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、<u>次の各号のいずれかに該当</u>すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	表 2-1 の 番号 2 の項に 掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、<u>次の各号のいずれかに該当</u>すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前 3 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	表 2-1 の 番号 3 及び 4 の項に掲げる 施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある木材チップ又は木粉を堆積する場合は、<u>次の各号のいずれかに該当</u>すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前 3 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	表 2-1 の 番号 5 の項に 掲げる施設	<p><u>次の各号のいずれかに該当</u>すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 前 2 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>